

平成31年4月4日

平成31年度 畜産高度化支援リース事業のポイントと進め方について

【背景】

家畜排せつ物法の施行後20年が経過し堆肥舎等が経年劣化しており、また、国に対して堆肥舎等の補改修に係る要請が多く寄せられたことを受けて、農林水産省は、畜産経営環境対応強化緊急対策事業と畜産高度化支援リース事業を統合するとともに、畜産環境に係るリース事業の新設等を行いました。(別添のポンチ絵をご参照ください。)

【畜産高度化推進リース事業の内容骨子】

※「平成31年度ALICによる関連対策等」及びALIC要綱から

1 畜産経営環境対応強化緊急対策事業

畜産環境や飼養衛生管理基準の遵守に必要な施設・機械をリース方式により貸付けを行うために、環境機構が融資機関から資金の借入れを行う場合に要する利子相当額及び借受者が加入する保証保険に係る保証保険料相当額を支援する。

(注) 本事業による新規貸付けは平成30年度をもって終了し、2のリース事業に統合。

2 畜産高度化支援リース事業(貸付枠：28億円)

(1) 畜産環境対策リース事業(新規)(貸付枠：13億円)

畜産農家等に対して、家畜排せつ物の適切な処理や新たな飼養衛生管理基準への対応に必要な施設等の貸付けを行う。

(2) 畜産整備リース事業(経営リース)

畜産農家等に対して、畜産経営の健全な発展を図るために必要な飼養管理施設等の貸付けを行う。

(3) 食肉販売等合理化施設整備リース事業(食肉リース)

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等に必要な施設等の貸付けを行う。

(4) 生乳流通効率化支援リース事業(生乳リース)

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付けを行う。

3 畜産環境対策リース支援事業(新規)

2の(1)の畜産環境対策リース事業において環境機構が貸付施設等をリース方式により貸付けを行う取組に対して、借受者が加入する保証保険に係る保証保険料相当額及び損害補償保険に係る損害保険料相当額を支援する。

【畜産環境対策リース事業（新規）の貸付施設等の範囲】

ALIC の要綱によると、この新規事業の貸付け対象となる施設等の範囲は以下ようになっていますが、具体的な貸付施設等は、環境機構が要領等で別に定めることとしています。

- (ア) 家畜ふん尿の乾燥処理施設等
- (イ) 家畜ふん尿の発酵処理施設等
- (ウ) 畜産排水の浄化・液肥化処理施設等
- (エ) 畜舎等から発生する臭気を脱臭処理するための施設等
- (オ) 死亡家畜による病原体伝播の防止に必要な施設等
- (カ) 衛生管理区域（農場内において病原体の持込を防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域）に立ち入る車両の消毒や衛生管理区域内にある畜舎等の消毒に必要な施設等
- (キ) 野生動物等からの病原体の侵入防止に必要な施設等

【今年度の進め方】

- 1 貸付枠 15 億円の既存リース事業を先行実施（別添のポンチ絵を参照）
畜産高度化支援リース事業（貸付枠：28 億円）のうち、従前から実施している経営リース、食肉リース及び生乳リースの実施に支障を来さぬよう、4 月に環境機構の実施要領等の改正などを行います。（ALIC 理事長に承認申請中）
- 2 貸付枠 13 億円の畜産環境対策リース事業（新規）は、環境機構の平成 30 年度決算額が確定後（6 月以降）、ALIC 理事長の指示を受けて開始します。
- 3 今後の予定
 - ・ 4 月初旬；環境機構は、新たな畜産高度化推進リース事業実施要綱（ALIC 要綱）の制定・通知を受けて、実施要領等の改正を行います（第一次改正）。
 - ・ 5 月 10 日（金）環境機構主催の全国会議を開催します。
 - ・ 6 月～7 月、環境機構の決算確定後、要領、留意事項等全ての関係諸規程の改正を行います（第二次改正）。⇒畜産高度化支援リース事業のうち、畜産環境対策リース事業（新規）の実施開始をお知らせします。

以上

一般財団法人畜産環境整備機構 担当；環境整備部 TEL. 03-3459-6348 雨宮 03-3459-6344 長谷川
--